

第2回宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会会議録

- 1 日 時 平成16年7月2日(金)午後1時30分から午後3時13分まで
- 2 場 所 宇都宮市役所14階D会議室
- 3 出席者 上野節子委員, 大根田倭之委員, 大堀導子委員, 加藤眞早代委員, 香取保男委員, 鎌倉三郎委員, 笹野美江子委員, 杉田明子委員, 杉原弘修委員, 田崎真光委員, 辻 博明委員, 寺崎保史委員, 中村明美委員, 原沢志壽於委員, 平野浩之委員, 松本カネ子委員
(欠席委員 佐藤六夫委員)
事務局 岡地自治振興課長, 齋藤自治振興課長補佐, 大嶋自治振興課地域安全係長, 坂本総括主査, 古滝主任
- 4 議 題 (1) 第1回懇談会会議録について
(2) 安全で安心なまちづくりの効果的な方策について
(3) その他

1 開会(午後1時30分)

- ・ 市長が開会に当たって挨拶
- ・ 前回欠席した委員を紹介
- ・ 開会に当たり, 欠席委員について及び傍聴者がいないことを報告

2 議事

(1) 第1回懇談会会議録について

- ・ 会議録の承認

2 議事

(2) 安全で安心なまちづくりの効果的な方策について

- ・ 事務局から資料に基づき安全で安心なまちづくりの効果的な方策について, 安全・安心の領域についてと施策の方向性について説明

会長

資料2について詳しくお話いただきましたが、その前提として、資料1の図をもう一度見ていただきますと、先程、市長のご挨拶にもありましたが、今年度の条例制定を目標として懇談会でご議論いただきたいということですが、その条例の方向性としては、この長い別紙1の上の方に当たるところであります。下には消費生活、以下、災害、交通、食品、人権尊重、環境に至るまで、全て安全と安心という言葉はおみくじの札のような名前がついていますが、具体的に施策がはっきりしないと、安全安心は、おみくじ同然ということになります。ここでは、上の方に条例の整備がないということで、これを中心にして条例の制定に向けたいという、市側の意向が、資料2で特に説明をされたら、思っております。安全安心に関しては、議論することはたくさんありまして、それらを全て網羅した条例の制定、つまり、前回皆様方とお話しました全体として出口をどうするかということは、非常に難しいわけですが、上の方に、的を絞っていけば、何とか形が出来るのかもしれないと思っております。

しかし、それはこちら側の考え方として、いろいろな立場で、皆様方がどういう方向性を考えていらっしゃるかは、これからの議論に係るのだろうと思っております。そういうことで、1時間弱しか時間がございませんが、まず質問から、先程の説明に対しての質問から始まってご意見をいただきたいと思っております。

どなたか、いらっしゃいますか。

A委員

栃木県で、確か条例化に向けた懇談会だと思うのですが、安全安心のまちづくりの、この懇談会と似たような組織を作っているのと、新聞で見たのですが、そうしますと栃木県も懇談会、或いは条例と、私どもの市の懇談会、条例との関わりがですね、関連性、或いは整合性こういったものは、全

く意識しないでこちら側として、動いていこうとしているのか、そのへんに
つきまして、まず、最初にお聞きしておきたいと思います。

課長

県で作ろうとしている条例と、市で作る条例を、ある程度整合性を持たせ
る必要があるだろうと考えております。県は若干市より遅れておまして、
まだ、1回しか開いておりません。市は2回目になったのですが、進捗状況
を踏まえながら、皆様方に情報を提供しながら、ご意見をいただく場を作っ
ていきたいと考えております。そして、条例の中に盛り込む。ただ、やはり
県の業務の範囲以外のところ、市としてどういうものが出来るかどうか、市
で拾っていくというか、隙を埋めていく、そういったことが必要なのかなと
考えてございます。

会長

そういうことですが、県の懇談会は、問題意識は、同じなのですか。傍聴
された方もいらっしゃるようですので、その様子を、県の問題意識とスケジ
ュール、出口はどのようなこととお話し願いたい。

総括主査

県の懇談会ですが、先月第1回目が開かれました。日程的なものにつつま
しては、7月16日に第2回を予定しています。中身につきましては、資料
を見せていただいたところ、最近の犯罪の多発。これをどのように対応する
か、そういったことが県でも認識されているというところでございます。県
の出口につきましては、来年2月の県議会の定例会に条例の提案を向けて今
後、効果的な方策について検討していきたいということの説明でございまし
た。

会長

このことにつきましては、後ほど、B委員からもあるかと思しますのでと
りあえず、今のように質問をまとめていきたいと思っております。如何でしょう。
いろいろ安全安心の範囲が広い、その中で犯罪に関わるその部分に特化した
条例制定について、ご質問なり、ご意見なりございますか。

C委員

市長が、自治会は708ある。しかし177の団体、自治会等が防犯活動を行っている。これは何故なのか。市としての考察などが、もしあったとしたらお知らせ願えればと思っております。

会長

そうですね。厳しいですね。708あって177は頑張っているが、後は、分かりませんという話になりますね。

課長

確かに犯罪の増加に対する市の取組というのは、今回の懇談会設置時の、市としてのこれまでの現状認識です。それで、お話ししたように非常に急速に伸びてきている。それとともに、今までやってきた市の施策は、どうしても犯罪が起きた時の対応、警察を中心として、それを支援するようなかたちでやってきた状況だと認識しております。ただ、ここ1、2年の間に、やはりそれでは市としてもまずいのではないかと、昨年から国の緊急雇用対策事業の財源を活用しながら、積極的に防犯パトロールを実施しながら安全安心のための施策の事業を充実強化していこうとそのようなことで取り組んだところでございます。これまでの地域の防犯といいますと防犯灯の設置、環境を明るくしようと犯罪の抑止効果があるのではないかとということで環境整備だけであったが、それだけでは追いついていけないということで、そのようなことから、今回このようなことで、条例に向けて、市民と一緒にあって、或いは関係機関と一緒にあって、取り組む必要があるだろうということで立ち上げたところでございます。ですから、700の内の170というのは、市の施策の方向性や取組の姿勢が非常に弱かったとそれを反省しております。今回から条例を踏まえまして、それらを広げていきたい。そのように、考えております。

会長

D委員。

D委員

708の内177は、やっているということは、市としてはそういうよう

な活動などは、把握されているということですよ。そうすると、具体的に防犯活動はパトロールが主なのかも知れないですけども、具体的にどのような活動をしているのかとか、自治会がしているということですけども、自治会の中でどのような決定を得て、活動をしているのか。そういう詳しいところまでわかりますか。

課長

申し訳ないですけども、やはり今回の懇談会を開催するに当たって、事前に調査した概要だけであって、実態については、どのような町内の自治会の決定を得て、取り組まれてきたか、詳細は申し訳ありませんが、把握はできておりません。177というのを現時点で多いか、少ないかという評価は難しいところであります。これは、他市との状況調査などを踏まえて、宇都宮市の地域活動のあり方は、どの程度なのか相対の中での評価であると考えております。ただ、これからの時代を考えると、これまで犯罪件数が多くなってきた、急速に増えてきた状況を踏まえると、できるだけ多くの自治会に地域での防犯パトロールの取組をお願いしていきたいというのが、市としての考え方でございます。

会長

C委員とD委員から、自治会の話がされたので、もし考えがあれば、自治会の防犯活動こういう方向なり、こうあるべきだというご意見ありますか。今、D委員が質問されたので、その背景におそらく自治会活動が、こうあるべきだという何か考えがあるかと思ひまして

D委員

こうあるべきというか、私の場合は、正直に申しまして、自治会活動等に特に参加はしていない方なので、こうあるべきというか、むしろ実態を知りたかったというのがあります。

会長

はい、ありがとうございました。

E委員

質問を含めてなんですけど、今、177という数字がですね、歩いているの

ですが、これは、防犯パトロールを具体的に年何回かやっている自治会が177という意味なのですか。そうすると確かに少ないかもしれませんが、防犯と言う枠の中で言えば、私、青少年市民会議というのをやっているのですが、例えば、青少年育成会は37地区全区にありまして、ここで年1回は最低全市一斉にやっているのですが、地区によっては年数回ですね一斉環境点検活動とか、補導活動とか地区によってばらつきがありますが、一生懸命行っています。広い意味の青少年の健全育成という意味も含めた、防犯、少年の非行対策、もろもろ含めてですけども、育成会だけでもそのようなことをやっていますし、或いは、地域によっては、交番との関係で、交番ごとにある防犯協力会で、いろいろな防犯活動を自治会、或いは、各種団体が協力してやっているのです、177が自治会単位で防犯パトロールをやっているかどうかという問題ではないような気がします。その辺は、これから条例を作るに当たりまして、方向性は、全然まだ見えてこないのですが、先程、会長がおっしゃっていましたが、資料1の犯罪関係の条例を作ることですから、目標は、ある程度具体化はしているかと思うのですが、これから具体的に、条例ですので、1条から何条まであるのでしょうかから、どういう検討の手順も含めて、取掛かりが、私も含めて、皆さんもよく分からないような気がするのですが、その辺も含めて説明いただければとありがたいと思うのですけども。

会長

私の理解では、資料2の自主的防犯活動の促進、都市環境づくり、意識と啓発・教育、パートナーシップの確立このようなものを、条例の中に、いろいろ織り込んでいって、完成しようとする、そういう方向性と思っているのですが、その辺を含めてですね。あまり今から条例をこのようにすると、決められては、もともとあったのかと言う事になるので、先へ議論が進まなく

なりますので、決められては困りますけど。

課長

自治会の177の防犯活動というのは、全部が防犯パトロールをやっているということではなくて、何らかの形で、防犯の活動をやっているということで、例えば、防犯灯の設置状況、維持管理、自転車の鍵を確認したり、駐車違反をしている車がないかとかの確認をするなど、そういった行為を含めて、何らかの形で防犯に繋がる活動をやっているということで、パトロール的な不審者を抑止するような活動ばかりでないと伺っております。

また、今後の条例化に向けた、手順でございますが、基本的には、先進市でやっているものについては、理念条例的なもので、例えば、目的とか、市の責務を決めたもの、そういったものが中心でございます。今後、いろんな施策事業をやる中で、やはり条例でもって、具体的な方向性をもった、条例にしていった方がいいのではないかと考えております。他の先進事例の中で、最近で作られた条例はそのような方向性になっております。ただその施策の方向性の中身をどのようなことを入れていくかどうか、それはそれぞれの地域によって違うのではないかと考えてございます。その別紙資料2にありますのは、施策の方向性を入れ込むために、防犯の範囲の中で、予防をする、その施策、或いは事業を含めてどういったものを現時点でやっていた方が、効果的なものか、そういったものを皆さんに具体的にイメージ化していただきまして、そういった施策事業を展開する条例だとすると、条例の1条から何条までは、どのような条例にしていったらいいのかどうか。その出口ベースですね。具体的な事業を或いは、施策を見据えた中で、条例はそうだったら、こういう条例にしておけばそういった事業ができるといった、そのようなことで、別紙資料2はそういった施策の方向性、或いは、事業を皆さんに具体的に議論していただいて、それを頂いて、その事業をやる

ための条例であつたらこういった施策を盛り込む、そういったものにできれば、逆の方から条例に迫っていくような形でございますが、その方がわかりやすい議論の進め方、手順ではないかと、事務局の方では考え、第2回目の懇談会に施策の方向性について、議題としていただいているところでございます。以上でございます。

会長

具体的には、ある犯罪を想定して具体的にどのような方法を使えば、犯罪が減ってきて予防できて安心して暮らせるかということになると、それは今後の課題であり、それが一番決めたいことでありますけれども、いきなり個別問題になってしまい申し訳ないのですが、皆様方がここにいるのは、理念を語るのではなくて、具体的にこういう方法が安全に役立つのではないかと、それを条例の中に何とか入れてですね、市民が見たら、理念的に良くわかるのではなく、具体的にそこまで具体性を持っているのかということが推進できるような条例という意味で、今日来ている方は、考えていらっしゃると思いますので、なるべくそのような方向性で議論を進めていただけたらよろしいのかと思っております。

C委員

資料2の推進施策事業の自主的防犯活動の推進に関することについてですがよろしいでしょうか。私が住んでいる地域では、盗難等の犯罪がある所とない所がはっきりしております。ない所は、立ち話を近所の人がしていたり、又は、郵便配達の人が来た時に、「預かっておきますよ。」とか、それらしく用事のあつた方が来た時には、「今日はおりませんが、私が代わりに務めさせていただきます。」とか、そのような、言葉かけができるような組内づくりをしているところです。前回も冒頭に申し上げましたように、隣組みの向う三軒、隣組みの声掛け合いを、障害者も強く要望しております。意識調査のアンケートを聴覚障害、視覚障害、知的発達遅れの関係者から意見

を伺いますと、やはり、声かけ・地域向う三軒両隣のまとまりを、第1に挙げ
ております。私はそれを防犯活動前の活動というよりは、広く考えると、
防犯活動に結びついているのではないかとこんな風に思っております。とり
あえず足元からの常日頃の話し合いの声掛け合いが、子どもの育成はもちろ
んのこと、防犯にまで繋がっていき、地域の住みよいか力になっているのでは
ないかと思えます。犯罪がある所、盗まれたという所を一ヶ月どのように差
があるか調べてみたら、やはり人は誰も立っていないし、人がやり取り
している風景を見かけないというように、人の通りが極めて少ない又は、ち
よっとした話し合いが街角で見うけられるのが極めて少ないといったこと
が、まず、防犯活動の条例ではそこが出発点ではないかと思っております。
以上です。

会長

ありがとうございます。大変重要なことです。よく学校で事故、事件が起
きますとテレビを見て気になりますのは、事件があった後、必ず先生が校門
で声を掛け合っている。事件がある前にやっていたら、このようなことはな
かったのだろうと思うのですが、終わると必ず校門に出かけて、先生は子
ども一人ひとりに声をかけている。或いは、教室の中でもそうだと思います
ね。始めからそうすればよかったのと思うことがあります。できることな
ら簡単にできることなので、そのような具体的な問題は参考になります。

F委員

今、C委員からお話がありましたような件は、一番大切なことだと思っ
ております。それとですね、自分で自分のまちを守ろうという意識が薄くなっ
てきています。隣の家がどうなのかさえも知らないといった意識で過ごして
いることがあり、隣の家の人どこに勤めているのか、どこに通っているの
かも分からない。また、隣のお子さんがどこの学校に行っているのかも全然
知らない。私は古い人間ですから、大体、国本地区全体の住人が全部分かり

ました。どこのお子さんがどうだったということが、ほとんど分かりました。今は、自分の集落の中でさえも分からなくなっております。そのように行政の方々には申し訳ないのですが、防犯は、今まで警察がやるものだとし、行政も動かなかったですよ。ほとんど動かなかった。一番動かされたのは、消防団です。私も消防団の団長をやっていたから、ここに議会議員さんが2人いらっしゃいますけども、そういうことで本当に地元を守るといふ言葉は、消防団から出た言葉です。防犯も同じですけど、火を使うのに、もとは、かまど検査と言って火を使うものですから、飛灰で火事起きるといふので、今はガスですから全然だめですね。そういうところを廻って歩いて、コミュニケーションを図ったわけです。ですから、隣が何をしているか大体分かっていましたけども、今はそのようなことがなくなり、本当に残念なことだと思います。やはりそのようなものがあって、初めて地域の防犯が、みんなで守っていけるのではと思います。個人々人が守る、そのような条例を作っていないと、具体的に自治会が中心になって、自治会長さんが中心になって、やっていただけるような自治会長さんを選ぶことだろうと思うのです。ただ、私は1年やれば終わりだからといって、自分から受ける人がいないのですよ。役をやると損ですよ。受けて本当にやる気だったら、相当の役をやることになる。そういう考え方がないとやはり難しいと思う。行政は、警察と共に一緒になって我々、住民に導くようにしていただければ一番よいのではないかと考えております。

会長

どうぞ、他に意見があれば。

G委員

犯罪に強い社会実現のための行動計画の第1の3番目にあたるかと思うのですが、犯罪被害者の保護ということで宇都宮市がどのように取組んでいるか、これから取組んでいくかということでご提案したいと思います。犯罪被

害者というと、一般の方から見ると、警察で対応するのではないかと思われてしまいます。しかし、家庭の中のドメスティックバイオレンスは、夫や内縁の夫からの暴力というのがかなり増加、もともとあったものが顕在化しているということと、それが非常に過酷になっている。

それは、シンナーだとか覚せい剤の乱用、飲酒などの社会環境の悪化と共に、被害が深刻になっているということもあると思います。例えば、今朝の新聞でいきますと、ネグレクト、虐待で、幼児が亡くなりましたよね。このような事件が、次から次に起きて、なぜ子ども達を守れないのだろうか。安全なまち、安全な家庭ではないわけですね。この背景をみますと、ある統計によりますと、子どもを虐待してしまう母親とか父親、妻に暴力をしてしまう人たちの60%強は、自分自身が虐待をされてきたというような暴力の世代関連ということが言われております。であるならば、家庭内の暴力を食い止めていくとか、そういうことにも取り組まなければならないと思うのですね。ところが、そういう問題があるのですが、システムとしては、まだこの問題が新しいですね。DV法ができて、まだ3年目なのです。県に婦人相談所というところがあって、配偶者暴力支援センターというのが、並立され、今年から男女共同参画センターパルティに、配偶者暴力支援センターができました。本当に毎日相談が押し寄せてくるといった感じなのですが、肝心な、この人たちを安全に守れるかといったら、とても家庭内暴力プラス、サラ金があって逃げて行くだとか、或いは、ヤクザ絡みの人に追われているだとか、犯罪まがいなのです。そういうものが、きちんと対応できないと、そういうものは警察ですよと警察に廻されてしまっても、警察は、何か事件があったわけではなく、怖いだけでは、どうしようもないのです。まず、被害者保護法の法律もあるのですが、それに対応できない隙間がたくさんあるの

です。そのときのシステムをどうするかと考えた時に宇都宮市の場合は、こういう女性たちが相談しに行くところが、総合コミュニティセンターの中にある、男女共同参画センターの中の女性相談所で、そこは、所長1名、相談員2名、そこが結婚相談所と一緒にいるのです。片方が、離婚で夫から逃げたいという相談をしながら、片方では、結婚相談所をやっている。こういうシステムの中で果たして、この人たちが、安全に安心して相談ができるのであろうかということもあります。それから、宇都宮市くらいの規模になったときに、市規模で、配偶者暴力支援センターを持つとか、そういうことを考えていかないと、県のパルティエの所だけでは、おそらく宇都宮市の数の中から出る暴力の問題を解決できないのではないかと思います。現在、市の児童福祉課の中に母子相談員（母子自立支援員）が2人いらっしゃるんですよ。他県の市町村は、福祉事務所の中に婦人相談員兼、母子相談員という人たちがいます。その人たちが窓口になって、例えば、夫の暴力で逃げてきた時、まずお金がない、これをどうするか。母子寮か何か探さなくてはいけないといった時に、その福祉事務所の中で対応していくのです。クライアントがお金がないのであれば、福祉事務所のケースワーカーが、生活保護をかけるかとか、母子寮に入れるかとか、或いは、他県の逃げなくてはいけない人の場合、他県の福祉事務所と連絡をとりながらネットワークを取れるのですが、そのところが、宇都宮市の具体的な対応ができていないと時々感じる場合があります。そういうことを含めて、システムづくりを考えると、いうことを盛り込めるような推進計画ができないかと思っております。

会長

はい、ありがとうございます。他に、意見がありますか。

H委員

質問という部分も含めまして、建築の方からの切り口でお伺いと私の考えたことと感じたことを、少し話させて頂きたいと思っております。都市環境づくり

ということから、犯罪の防止がどういう形でできていくかなと思っているのですが、公共、或いは民間施設の管理に、安全確保を視点を盛り込むということですが、具体的に今、宇都宮市内に建物がたくさんあり、ほとんど既存のわけですが、そういった既存の建物、これから新設される建物、道路とか構築物とか犯罪が起きそうな建物、公園のトイレとか、本当に数を挙げればきりが無いと思うのです。これらを総合的な1つの条例的なものにまとめるというのは、市の方で、どの程度まで盛り込むのを考えていらっしゃるのか、私もわからないのですが、非常に建物も近代化のビルがインテリジェント化されていて、セキュリティも非常に発達しております。その様な中で、一般の市民の方、或いは、そこにお勤めになっている方、使用になっている方を含めて、もし、基準を作るとなるととても、短期間では難しい。そこを、どの視点にポイントを捉えるかということになるかと思うのですが、特に、公共はある程度、市指導、或いは県指導で、最低限のポイントを抑える可能性があると思うのです。例えば、出入り口にしても、中に入った人が必ず外へ出られる。専門的に言うとサムターンというのですが、そういった施錠装置を付けておいて、もしお手洗いとか、倉庫とか暗がりの所で襲われたり、そのような犯罪に巻き込まれたりした時、出口方向に避難通路が、今は、防災上の表示なのですが、そういったものを付けるか、或いは、腰の高さあたりに非常用のボタン、スイッチ、ガードマンなどに直接繋がるようなところを設けておくか。若しくは、夜間であれば、テレビカメラなどそういったもので、警備の方に管理してもらおうといったこといろいろあると思うのです。しかし、民間の整備という部分においては、非常に企業が、或いは、ビルの所有者が、収支的に十分余裕がある方々であればいいのですが、今こういう時代です、そこまで、網羅してビルを設計して建て

る余裕があるかということに1つ問題があるのです。具体的には、ここまでやるのであれば、最低限の基準が必要な気がします。これらについては、私個人の意見より、やはり専門的な部分でどうしても調整の懇談会のようなものが必要でないかなと思います。もし、そこまでやらないのであれば、本当の上辺だけ、本当に建物の安全を確保するのであれば、きちんとやらないと、せっかくやるのに、穴だらけのものに完成してしまう。

会長

ありがとうございました。DVとか、都市の安全、犯罪から防ぐ環境都市づくりということで、警察関係でB委員にお尋ねしたいのですが、警察で対応して効果が上げられることと、それには限界があるので、一般の市民、自治体でやってほしいことのすみわけはありますか。

B委員

そもそも、警察の力には限界があり犯罪が増えてしまうという状況がありますので、そこからのスタートを皆さんにいろいろ考えていただくことが必要です。警察が頑張りますと言っても限界がありますので、犯罪に限らなくても、近所の人とのコミュニティ、連携がとれていれば、それだけで、警察官がその場に立っているくらいの犯罪の抑止力になりますので、そういった防犯に特化しなくてもいいと思うのですが、地域の皆さんの連帯感をどういった方向で作っていくか。行政のバックアップも必要ですし、今の社会、皆さん忙しくて、昼間ほとんど居ない。高齢者の方も退職した後も働いている。昼間、町に誰も居ない、それに近いような状況がありますと、犯罪者は、非常にやりやすいところがありますので、いろいろ難しい所がありますけれども、そういった地域のコミュニティを復活させるというか、変化させるといえますか、そういった面のことを、地域の連帯感を強めるということが第1だと思います。また、今、申しあげました難しい面がありますので、物理的に犯罪が起きにくい状況を作るということは、大切であると思います。共同

住宅とかのロビーとかが陰に隠れて見えないとか、コンクリートの壁面で覆ってしまって人が見えないような構造にしてしまうと、デザイン上の問題がありますので、スリットを入れるなり、メッシュの構造にするなり、人の目が届くような、人の目の導線が犯罪を防ぐように、そういった構造的なデザインを作っていただきたい。ここに書いてありますように、新しい開発とか、再開発とか不特定多数の大勢の人が集まるような建物とか、そういったものには、新たな建築確認があった時には他の市町村、県なりでは、地元警察署長と協議すること、そのような文面が入っているところがありますけれども、そういった面で、国土交通省の方でもそういった基準を作っていますので、そういったもので物理的な規制がある程度は、必要であると思っております。

会長

ありがとうございました。続けて、どなたか何かありますか。

I 委員

再犯を繰り返さないような人間づくりをどこかでできないかいつも思っているのです。犯罪を犯して刑務所から出てきた方は、どうしても、生活そのものが非常に、楽をする生活を考えてまして、そのために、自分が努力するよりも、安易に人を傷つけたりして自分が生活しているわけですので、その人の再教育というのでしょうか。何か受け皿が、あればいいなと思っているのです。私も、ついこないだ体験した保護観察の方のことですが、確かに、暴力団からは離脱したということで、離脱証明を出しているのですが、やはり出てきて、仕事がないのです。仕事を見つけても、やはり自分が欲しい仕事なくて、結局仕事がないまま、保護観察期間が切れてしまったものですから、おそらく、私の想像なのですが、また、この人は、暴力団に行くのかなというような思いがあります。暴力団に入れば、また生活ができますし、結局、仕事がないければそこにもどってしまうと思われる方がおります。

その方も、本当に安易な生き方で、仕事も非常に安易な仕事を求め、どんなに辛くても頑張るといことが、その方には、見えなかったものですから、非常に仕事を選ぶのも大変でした。考え方が安易だったものですから、その方が言うには、市役所の生活福祉課に相談に行ったが、生活福祉課の方に非常に簡単にあしらわれた。だから、頭にきたと言っているのですね。ですから、そういう人間だということを想定しながら、もう少し、その人の人間を改造はできないでしょうけども、再犯を繰り返さないような人間を作っていけるようなシステムというか組織ができればいいなと気がしています。本当に再犯を起こさない、また、再犯どころか、犯罪を起こさないというような人間を作っていけるような何かあればと思っております。

会長

ありがとうございます。再犯防止、特に青少年犯罪とか或いは犯罪直前の非常に軽微な犯罪、万引きとかですね。それをほったらかしたために、この前、B委員がおっしゃいました割れ窓論というようなことで、ちょっとした小さな犯罪を見過ごす社会は、やがて大きな犯罪を生み出すことになるというので、アメリカなんかでお聞きになったことがあるかもしれませんが、ティーンコートという、つまり罪を犯した子ども達自身が再犯防止のプログラムを自分たちで作る、自分達が陪審員になって次の犯罪をした子ども達を裁いて、自分も勉強する学習効果を上げるということです。そういうティーンコートになってから犯罪の再犯率が非常に低くなったという報告を聞いたことがあります。こういうアイデアが考えればいくらでもあるのではないかと思うのですが、もともとこのアイデアを出したのは主婦の方たちの集まりで、どうしたらいいかというので、裁判所とか、警察とか司法関係者ではなくて、非行の子ども達のお母さん達なのです。非行した子ども達に実際に裁判に関わらせるということで、実際にそれは法律上の模擬裁判ではな

くて、法律上の効果を持った拘束力を持った裁判までいっているらしいのですが、そういうことですからやろうと思えば、何か具体的なアイデアを出せばやっていけるかもしれません。実際にそのようなものに効果が上がるかもしれませんかと思いましたが、副会長さん今の件で何かご意見ありますでしょうか。

副会長

私も全くそのとおりでと思います。先程から皆様のお話を聞きながら逐一全部うなずきうれしく思っております。G委員もおっしゃってりました暴力を受けた人は、暴力を繰り返していく。ヘネシー澄子さんというアメリカで心理学をやっている方のお話を聞いたこともありますが、生まれてきた時、お腹に入ったときに子どもの性格は決まってしまう。人間の性格は決まってしまう。というお話もいただいて唖然としたことがあるのですが、2、3日前に補導センターで、どうしようもない子ども達の話センターの職員と2時間ぐらい話をしました。その中で、これは良い方法かもしれないと思ったものがあり、ここで提供させていただきたいと思うのですが、母子手帳をお渡しする時に、お父さんも来てれば一番いいのですが、お母さんに命の大切さ、赤ちゃんの大切さ、人間の一生の素晴らしさ、そのようなビデオ教育を、警察に行って免許証を交付するときに、見せていただきますよね。あのようなもので、命とは素晴らしいものということを見せる必要があるのではないかと思います。これも1つの方法として、私も地域で若いお母さん達、子育てをしないお母さん達を見ていると本当にそのようなことも必要なかなとして実感として感じております。

I委員のお話、G委員のお話、逐一全くそうですね。私も無職少年の子どもをよく保護観察で見ますが、どうしても勤め場所がないのですね。本当にどうにもならないうちに保護期間が終わってしまい、とても心が痛むの

ですが、そこで関係が切れてしまうわけです。そうしますと、また、ある期間過ぎると、またお願いしますと来るのですね。本当にやるせないと思うのです。ここにも載っているのですが、子ども達の居場所というのでしょうか、そのようなものを地域の中にたくさん必要ではないかと思います。そのような子ども達に声をかける。先程から隣組の話が出ておりましたけども、みんなで声を掛け合う地域づくりコミュニティの復活というのでしょうか。そういうものは、絶対必要だなと感じております。本日、市で出していた方向性の案について、とてもいいなと思って見させていただいたのですが、犯罪多発の背景の1～6と載っておりますが、その下のほうに、命の尊さを教える場所がどこにもない。そういうこともひとつ重大なポイントになるのかなとこれを見させていただきながら思いました。学校教育も頑張っていたいておりますけども、どこかでそのようなものもしっかりみんなで考えていかないといけないのかなと感じております。いろいろ申し上げたいことは山ほどあるのですが、私、補導員という立場で、一つだけお願いいたします。組織を作る中で、考え直していただきたいことは、補導センターのあり方に最近私ども、戸惑っております。といいますのは、市のしっかりした所長さんがセンターに常駐していらっしゃるのです。非常勤の方はもちろんいてくださるのですが、私どもが相談を申し上げたいと思う時にセンターに行っても、市役所に行っておりますということで、指導員という形になってしまっているのですが、そのへんの組織づくりを一度再考していただきたいなと思っております。

会長

ありがとうございます。それでは、まだ、ご発言のない方もいらっしゃいますのでお願いいたします。

J委員

今朝も小学校の校長先生から電話がありまして、母親が知的障害で子ども

が3人いるのですけども、真ん中の子が、同じ知的障害ということで養護学校の方から、毎日お風呂にも入れない。入れないということでしょうね。それで臭くてしょうがないとの、電話をいただくのですが、それは、今日に限ったことではなくて、ずっと以前から何度も何度も承っていることなのです。でも、母親の所にそれを改善していただくように、話に行きますと、なかなか中にも入れてくれない。そして、家の中もものすごく散らかっている、だから人を入れられないということで、民生委員たちが依頼を受けまして行っても、なかなか素直に受けていただけない。このようなことが多々あるのです。いくら、はたで心配しても本人がその気ならないと、なかなか改善されないということなのです。そういう方たちの扱い方というか、そのようなことも勉強をさせていただくといいかなど思っているのです。そういう方一人ばかりではなくて、地域にはたくさんいるのですね。そういう方は、季節の変わり目に、精神的に重くて動きたくないということがありまして、母親の体が思うように動かない時に、子供達3人が母親の手を煩わしまして、母親がストレスで、子ども達に暴力を振るうような傾向になるという事になるのです。いくらかでも、そこに入り込んで良い方に持っていきたいと思うのですが、なかなか思うようにいかない。子どもに対する暴力というのは、子どもに受けたものは、必ずまた成長して同じことを繰り返す、連鎖といいますかそれをすごく感じます。生まれる以前の問題を感じるものですから、どこかで断ち切らなくてはという方向はないのでしょうか。解決になるものではないのですが、どうしたらいいのでしょうか。ということでお願いしたいと思うのですか、その、連鎖を断ち切る。いかにしたらよろしいのでしょうか。

会長

私に、聞かれても答えは、民生委員の方が答えられないことは、なかなか

難しいと思うのですが、それをいろいろ意見を出し合って、このような方法もあるのではないかと話し合えればいいと思います。そういうことができるような条例づくりがまた必要なのかもしれませんが、それでは、まだご発言のない方、また十分時間がありますので。

K委員

条例づくりに大きなところからか、身近なところからこの問題を解決していかなければならないのか、非常に聞けば聞くほど頭の中が混乱しているのですが、自主的防犯活動の促進で一番下の所の地域ぐるみで学校等ということで、私もPTAの代表ということでの考え方として、今PTAは自分達で、防犯ということの意識づけをしてやっていることがあります。各学校等、地域的にもよってなんです、うちでは中学校区でPTAパトロールというシールを作り、車に貼って走っていただいたり、この前の、情報交換をしたときに言いましたが、お母さん方が自転車で買い物に行く時に籠に、防犯のパトロール中というのを貼る。これは、陽北中学校でやっているらしいのですが、あそこは福田屋とかがあるので、ずいぶん防犯には役立っているというお話をお聞きしました。私は陽東地区ですが、今度皆さんがご存知のとおり東宝の映画館などができましたので、非常に環境が変わってきているので、私達も防犯に注目しているところですが、先程自治会の話があったのですが、うちの方の自治会ですが、黄色いジャンパーに防犯パトロールというジャンパーを作って、おじいちゃん、おばあちゃんが散歩する時に着ているということもやっております。私達もPTAとして今度、自転車もやろうかと話をしている。条例の中でどこまで、そしてどんなことやったらいいのかな本当に私達が考えるような、身近なことを誰にでもできるような事をひとつの条例として考えればいいのかと考えました。

それと、最後に子ども110番の拡大に向けた地域への働きかけは、子ど

も110番の看板を結構作っているのですが、実際に学校、地域により非常に温度差があるのですが、看板をもらって壊れたらどうするとか、その後の不足分につきましては、去年は、宇都宮市のPTA連合会で作成をしまして、各学校に配布を行ったりしております。学校でそのことで情報交換を行ったときに、地域にお願いして、お願いしたままとか、1年終わったらお礼状と何か今年の利用状況を聞いたりしており、このへんも地域によって温度差があります。配布した後のフォローが何もないのですが、今回のことを条例を作りましたら、ピンポンダッシュじゃないのですが、押して出てきたはいいけど、逃げてしまったということのないように、最後まで責任をもっていただければと思います。そのようなものを作っていければなど委員の一人として考えました。

会長

ありがとうございました。いろいろな立場からご意見をいただいて本当に私自身は、すごく勉強になります。

消費者の問題も犯罪と関わられて増加しております。オレオレ詐欺などで、それで一説に警察に相談に行ったらいいということで、身に覚えのない請求のハガキがきた場合に、相談に行きますと、そのままにしておいてくださいと言われます。そのままにしておく心配だから持って行くのですが、何でそのままにしておいていいのかの説明がないということで、怒っている消費者の方がいました。そのへんは、どうなのでしょう。そこだけに限らず他のことでも何かありましたらお願いいたします。

L委員

いろいろ今、お話聞きまして本当に試行錯誤、頭の中がまとまらないのですが、今、安全と安心というのは人任せというかお金で買っているというかそういうかたちで、ここにあるような自分達のまちは自分で守るという意識改革が、これから自分達のいる所を大事にしていく、また、自分達の地域に

いる次の世代を大事にしていくというそういう心義が、やはり大切かなと思います。先程、C委員からありました、地域のお話をお伺いしましたが、ちょっとしたゴミの放置が、大きなゴミ場になってしまっている。それを改善し、素晴らしい公園ができたという話をお聞きしました。ですから、一人の発想でそこを何とかきれいにして、良いまちづくりをしようと始めたことが、本当に一つもゴミをなくしたことによって、そこへ、二度とゴミが置かれなくなったという話を聞いたのでやっぱり一人ひとりの心の変革というか、形成が大事かと思います。ここにあります。消費者被害防止対策ということで、私達のサークルとしては、出張出前講座ということで、先程ありましたオレオレ詐欺、再度通告といったものに対しての、出向いて行って、また、要請を受けて、市の相談員さんと共に、いろいろな地域で、現在、展開しております。やはりどうしても一人暮らしの方とか、老人を狙った悪質商法が非常に多くて、どうしても、相談する方がいない、また、何とかお金はあるから、それで泣き寝入りしてしまうというそういった例が多かったということで、身近に自分自身のそういったものを相談できる人がいれば、被害に遭う例も少なくなるのではないかいうことを実感しております。

また、意識啓発と教育というところで、先日リーダー連絡会の会合の席でお聞きしました消費活動いきいき推進プログラムということで宇都宮大学の学生さんが発表して下さったのですが、宇都宮市の小、中、高校対象に意識調査をしていただきまして、消費者被害の問題を、授業の中に、消費者の勉強を取り入れていただいているらしいのですが、やはり教育界も大変ということで、時間数が少ない、また、それを教える先生がいないということで、また、子ども達は、インターネットとかいろいろなかたちで教育を受ける前に情報が入ってきてしまう。私達がやってきている出張出前講座もですが、

やはり啓発運動をしっかりとしていくということと、それから、教育の場においても、早めの教育と、それから一番大切なのは、大人の行動が子ども達には、一番の教育ではないかと思しますので、いくら大人が良いことを言ってもそれを理念だけで、実行しなくては子ども達の良い教育の見本とはなっていないと思しますので、やはり、私達大人自身が、自分達の安全で安心な良いまちづくりをしていくという心が大事かと実感してまいります。

会長

ありがとうございました。ご発言のない方、どうぞよろしく願いいたします。

M委員

一つは、コミュニティの強化・育成・連携・啓発は、基本だと思えます。あまりにもコミュニティだけに任せても、逆な意味で暗い監視社会になってしまったり、或いは、密告社会のようなものが、築かれてしまう。これは、本末転倒になってしまいますので、ある程度、構成に行政が携ることによって、相談の窓口になったり、活動の具体例を示し支援するような窓口を行政に作ることによって、一つのコミュニティ活動を助長していくということが一番良い方法なのかなという気がいたします。

また、安全で安心であっても、住みにくいまちではあってはならない気がしますので、そういったことの配慮が必要なのかなという感じがひとつあります。それから、宇都宮市は広くて大きい中核市ですから、全市全域が、安全で安心なまちであればそれにこしたことはないのですが、犯罪とか、犯罪の起こりやすい場所とか、或いは、最近のテロなんかの対象になりやすい場所というのはある程度特定することができると思う。例えば、駅周辺とか、大きな商店街とかそういったところもありますので、県の条例とも兼ねあうと思うのですが、ある程度市の独自性で重点地域のようなものを指定して、そこに当初は、活動を注ぎ込むということもあってもいいのかなという

ような気がいたします。

それから、このような地道な活動をされている方が、広く顕彰されている
というか、長年の活動を地道にやっている方が表舞台に出て表彰されて具体
例を一般市民に見てもらおうという場があってもいいのかなという気がします
ので、行政の方でそういった配慮があればいいと気がいたします。

会長

ありがとうございました。うちの学生で宇都宮市ではないのですが、商工
会議所に努めている人がいまして、苦勞するのはイベントを開催しても人が
集まらない。せっかく自信を持って企画したイベントに人が集まらないの
は、どうしたらいいのでしょうかと、どこの商工会議所でも同じように苦勞さ
れているのでしょうか。

M委員

商店街の難しいのは、それだけに限らず、根本的なことで、どうしても町
は周辺部に向かって発達してきますので、町の中の活性化自体がとても大き
な地域の問題となっている。逆にそれが犯罪の温床にもなってきているのが
現状です。町の中に人が活気を取り戻すというのは、町のためにもいいし、
犯罪の抑止にも大きな効果があると我々認識しております。

会長

ありがとうございます。さっきのお話の中で、住みやすいまちづくり条例
というのを作らないで、なぜ、安心で安心なまちづくり条例なのかというの
かということ、非常に消極的な感じがします。むしろ、住みやすいまちづくり
条例だったら積極的な感じですけども、安全で安心というと、何か治安を
守ろうという方向に行ってしまうので、住みやすいまちづくり条例を基本に
おいて条例を作れば、おのずから安全で安心なまちづくり条例になると思う
のですけども、N委員、住みやすいまちづくり条例とは、どのようなものな
のか、また他に何かありますか。

N委員

先程、会長さんがおっしゃっていましたがけれども、より踏み込んだ具体

性、実効性のあるものにしていけたらと思っております。東京都の有識者会議とかいろいろ参考にされているようですから、時間と経費節約ができた分、実効性のあるものになるよう力をいれていきたいと考えています。犯罪が多発して状況の改善に緊急に取り組むべきとありましたけれども、自分の周りの人たちに、犯罪が多発しているという実感があるかどうかを確認してみましたところ、実感のない人が大変多かったのです。これは、アンケートでは読みきれない現実の実感の部分ではないかと思います。ほとんどの人たちが「言われているほどではなく、マスコミが騒いでいるだけ」「家に施錠したことはない」「自分は大丈夫」というようなことをおっしゃいました。更に、妊娠中絶率や覚せい剤の話や、また、私の知人が3人も最近ピッキングに遭った話をしましても、嘘と言って一蹴されてしまうような状況です。一般の市民との温度差を承知して推進していきませんか、この温度差が条例の実効性を変えてしまうのではないかと懸念しております。犯罪の実態を周知させていくこと、そこがまずポイントになるのではないかと考えています。

また、情報の双方向化というのもありましたけれども、ここも具体的に話めていただきたいと考えております。犯罪発生マップが、最近よくいろいろな所で作られていますけれども、身近な犯罪を知る上で有効といわれています。世田谷区で公表されたマップを、機会がありまして、区内の犯罪多発地帯に住んでいる高齢者の方々にお見せしましたところ、[〃]信じられない[〃] [〃]犯罪を見たことがない[〃] というお答えばかり返ってきました。やはり体験が伴いませんと、信じられないという人が多いこと、それをここでもまた、気付かされました。マップは有効ですが見せただけでは、効果を得られない点も踏まえて双方向化ということに力をいれていただきたいと思いま

す。

会長

ありがとうございました。これでひととおり終わりましたが、あと10分程度時間の延長ができますので、最初3時までの予定でしたので、ご議論の方は、中締めにして事務局の方からその他をいただいた後で、10分間延長をお願いいたします。ご予約のある方は、ご遠慮なくご退席いただいても結構ですので、その前に皆さんご退席いただく前に、お願いしたいのは、先程、栃木県のですね。お互いに情報交換するということは、役所同士はなかなかやらないようですけども、申し訳ないのですが、県の委員さんの名簿、第1回目議事録の中身、全部をお配りいただきたいのですが、どうしても情報交換できなければ、我々の方でやりますので、情報をいただければ、栃木県は、どんなことを、どんな風に議論しているのか。どの委員さんがどんな話をしているのかを知らながら、我々はもっとよりグレードアップした議論にしていきたいと思っておりますので、負けられませんので、まあ、そんな競争意識を持つてもしょうがありませんが、多分簡単に入手できると思いますので、第1回議事録を皆さん方にお配りしていただきたいと思えます。

次に、その他で日程とかありましたら事務局の方でよろしく願います。

係長

次回の、第3回の懇談会を8月26日、場所も、この同じ会議室を使いまして午後2時からを予定しております。また、詳しい内容につきましては、文書等で周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

会長 それでは、ひきつづき10分間延長させていただきますのでよろしくお願い
いたします。

副会長 今、委員長さんの方から、県の資料等をというお話がありましたが、実は
私、黙っておりましたけども、宇都宮ボランティア協会の代表で県の方
には、出席させていただいております。もし資料とかこちらにお出したほう
がよろしいのであれば、県の方で、たくさん資料を送ってきていただい
ておりますので、ぜひ皆さんが読んでいただければ、提供しますが大丈夫でし
ょうか。

課長 事務局の方で、連絡をとりましてご用意させていただきますので。

副会長 はい、分かりました。それとですね。今日、防犯協会の会長さんがいらっ
しゃるので、非常にうれしいPRをひとつというか、情報の提供ということ
で、よろしいでしょうか。先程、自治振興課にお寄りしてきたのですが、こ
れは、宇河防犯協会助成金交付事業ということで宇河地区防犯協会のほう
で、地域で自主防犯活動する団体に対し装備品の購入に対して5万円の助成
をいたしますという、昨日学校関係の集まりの中で聞いたものですから、今
日、早速、申請書をいただけてきました。このようにがんばってください
いただいております。ぜひ、このような情報も皆さん逃す手はないと思
いますので。

会長 ありがとうございます。

C委員 本日は、発言回数が多くて申し訳ありません。3つお願いいたします。

まず、1つは、社会全体で取り組む少年犯罪の抑制です。少年の非行防止
に繋がる健やかな育成の取組ということで、これは、学校教育のさることな
がら、特に地域、私達が、声かけと見るという力を養うべきではないかと思
っております。体験から、決して自慢しているつもりはございませんが、タ

タバコを吸っている中学生や高校生を見かけたときに、必ず声をかけます。昔の大人ですと、「てめえら、中学生のくせに」と、言うでしょうが、そうではなくて、相手も一人格者ですし、どう非行をやろうと、一人の人間ですので、近寄って行って「声かけてよろしいですか」と、聞きます。黙っていると、「いいのかな。」と言うと屈むので、「じゃあ、顔で言葉をしゃべったと理解してよろしいですか。」と言って、声かけてそうしますと今まで私は、殴られたことはありません。それで、吸うのを止めてくれます。ところが、それを見ていたサラリーマンが、あなたは、先生でしたか。と言われた時は、多少、腹は横から縦になったのですが。つまり、声をかけるかけ方が、昔の大人のかけ方でなくして、非行に走ろうとしている子ども達、タバコも非行に繋がりますので、よく見るのが大切です。「みる」という漢字は、200 あるそうですが、日本の言葉の中で、「みる」が一番複雑な機能を持っているといわれております。ですから、「声かけ」と「見る力」を大人は養うべきであるとおのうに思っております。

次に2つ目ですが、情報関係です。知覚障害、聴覚障害にとっては、言葉が文字であったり、文字が音声であったりということで、情報伝達に関して安全安心というよりは、住みやすいまちづくりという視点から、お話したいのですが、やはり情報のあり方を障害者の立場にとって、子どもの立場にとって、高齢者の立場に立って、文字の大きさ、ひらがななどの、工夫も必要ではなかろうかと思ひます。条例化するかいなかは、別といたしましても。

3番目は、1の第1の2犯罪防止に有効な製品。私、よく分かりませんでした。自分自身で、安全、安心というようなことを、先日資料をいただきましたので、早速、防犯予防の製品を調べてみました。そうしましたら、たくさんありました。不審者、放火、ドロボウ、侵入、非常時、火災、緊急とこ

ここで障害者の立場に立った人に聞きました。そうしましたら、中でも、放火と非常時は、隣近所がどんなに連携して防犯防止に努めても、限界があるということで、放火に関しては、炎センサー。それから、非常時に関しては、ワイアレス式ペンダント送信機等、製品、制度等の普及、条例に入るようですが、補助金等も含めまして、一考していただければと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。他に、ご意見ありますか。

D委員

時間がないので、簡略にというか、先程のお話等の中にもあったのですが、別紙資料2の市民と行政のパートナーシップの確立というところで、私は、気になったのは、4つ目のところの犯罪被害者等の立ち直り等の支援というところの総合的支援策の検討という中に、犯罪被害者だけではなくて、加害者の立ち直りを総合的に支援する仕組みの検討というのが書かれていたので、これは先程教育等も含めてという話で立ち直りを支援していかななくてはという、話があったんですけども、非常に重要だと思います。犯罪の再犯を犯すような人は、犯罪を繰り返す人には、教育が必要ではないかというのは、それは、もちろんかもしれないのですが、全ての人が、気持ち的に問題があってというわけはなくて、犯罪を繰り返したくないという気持ちがあるんですが、周りの環境がそれを許さずやむを得ず犯してしまうということもないわけではないのですね。それは、当然、皆さんご存知かと思うのですが、それで加害者の立ち直りを被害者だけでなく、加害者の立ち直りを総合的に支援するという。刑務所等から出てきて一体これからどのように今後暮らしていったらいいのかと、犯罪をするつもりはなくても、生活に困ってやむを得ずという人も、いないわけでは、ないと思うのでそういうことも考えていけたらと思います。

会長

ありがとうございました。

A委員

資料2の犯罪多発の背景の中ですが、2の遵法意識・遵法精神の低下で載っておりますが、関連しまして同じことかと思うのですが、社会規範、意識の低下というような項目をこの中に、含めてもらえたらと、法を超えた社会規範の意識の低下というのがあるんでなかろうかと思っております。

また、6以降ですね。先程も命の大切さの部分がというお話がございましたが、やはり社会全体として人間性、より競争重視の方に比重が移ってきている、そういう社会環境の変化が今あると、それと同時に、インターネット、或いは携帯、こういったものの飛躍的な普及がかなり進んできているという背景があると思うのですね。その中で、確かに連帯意識が大切だということであるのですが、考えますと逆に連帯意識がどんどん希薄になってきている。これは、私達一人ひとりが悪いのではないと思う。やはり、社会がそのようにさせてしまっている。ここを根本的に改めなくてはいけないと思うのですが、私どもとしては、そういった環境の中でいかに犯罪を減らして、安全安心の社会を作っていくかそのような観点で議論をしていくのかと思うのですが、逆に教えていただきたい。連帯意識を強化する方法を。いろいろ試して地域としても自治会等としてもやっているわけなんです、それぞれ努力はやっていると思うんですよね。しかし、こういった実態であるという。そういった中で、どうしたら連帯意識が、あいさつ運動もやっているわけですね。しかし、スタートした時点では、やるんですが、だんだんマンネリ化してしまう。そういう傾向にあるわけで、そこを、きちんと答えが出せれば大変ありがたいなと思っております。自治会連合会でも努力していきたいとこのように思っております。それから、3ページの文字の件で恐縮なのですが、一番下の定年後の高齢者の活用と表現されているの

ですが、これは、役所言葉で当事者にしてみれば大変失礼な表現でなかろうかなと、思っております。ノウハウ、資質というようなものを発揮していただく、こういう謙虚な気持ちが役所にないとうまくいかない。ついでに申し上げますが、官民との協力関係ですか。役所の方もですね。勤務時間以外は、一般市民でございますので、ぜひ、そのことをかなり意識してですね。率先垂範で取り組んでいただきたいと一言申し上げまして、申し上げます。

会長

ありがとうございました。最後一番大切なことおっしゃった。役人も勤務時間以外は市民ですので、そのようなことは、忘れずにとということで。本日は、活発なご意見ありがとうございました。なかなか、思うように、また出口の分からない、話がずっと続きますが、そんなに慌てなくても県もきつとぼろぼろやっていると思うので、慌てずにやっていって、より宇都宮市のほうが議論は上だなという会が、5回でも6回でも続けばいいと思っておりますので、ひとつ今日は、皆さんに無理やり発言させて向きもありますので、慣れてくれば次回から必ずご用意いただけるので、この調子でいきたいと思いますが、2時間ぐらいですと、いくらか議論が詰められるのですが、1時間、1時間半ですと、大変厳しいので次回は、合宿ということで、これは冗談ですので、今日は長時間ありがとうございました。

閉会 (午後3時13分)